

令和7年度千葉県心の輪を広げる障害者理解促進事業募集要領

1 趣旨 「障害者週間」の実施に伴い、障害のある人に対する県民理解の促進を図るため「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を募集する。

2 主催 千葉県・内閣府

3 応募規定

(1) 「心の輪を広げる体験作文」

ア テーマ 出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—

イ 題名 自由

ウ 内容 障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったもの

エ 区分 小学生区分、中学生区分、高校生区分及び一般区分の4区分

オ 字数 小学生及び中学生区分 800字～1,600字程度（400字詰め原稿用紙2枚～4枚程度）

高校生及び一般区分 1,600字～2,400字程度（400字詰め原稿用紙4枚～6枚程度）

カ 用紙 原則として400字詰め原稿用紙（B4判又はA4判、横向き・縦書き）

キ パソコン等の電子機器による作成も可とする。この場合、用紙はカに準じるものとする。

(2) 「障害者週間のポスター」

ア テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

イ 題名 自由

ウ 内容 障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したもの

エ 区分 小学生区分及び中学生区分の2区分

オ 規格 画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又は四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判の台紙に貼付する。なお、作品は縦向き（縦長）のみとする。

カ 彩色画材 自由

キ 作品中に標語及びそれに類する文字を入れないものとする。

4 応募資格

千葉県内に在住する者（※）、学校の所在地が千葉県内にある児童及び生徒（※）

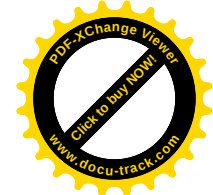
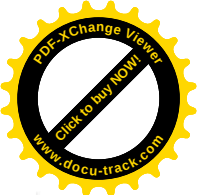
※千葉市内に在住又は在学する者は、千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課へ応募すること。

5 注意事項

(1) 応募作品は、作文及びポスターのそれぞれで未発表のもの1編（点）までに限る。

(2) 作者本人が単独で執筆・作成したものに限る。ただし、作文について、障害等の理由により作者本人の執筆が困難な場合は、代筆等の補助を可とするが、執筆内容への関与は不可とする。なお、代筆等を行った場合は、応募時にその旨を応募用紙等に記載すること。

(3) 第三者が知的財産権を保有している著作物を使用しないこと。



- (4) 作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容が含まれる場合は、作者において必要な了承を得た上で応募すること。

6 応募期間 令和7年7月1日（火）から令和7年9月5日（金）まで【必着】

7 応募先及び問合せ先

応募作品に必要な事項を記入した応募用紙を添えて、次の宛先に送付すること。

※ 応募様式は、県ホームページからダウンロード可能（「千葉県 心の輪」で検索）。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県 健康福祉部 障害者福祉推進課 共生社会推進室 電 話：043-223-2338 FAX：043-221-3977

8 審査・発表・表彰

- (1) 県及び社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会において審査の上、各区分の最優秀賞、優秀賞及び千葉県身体障害者福祉協会理事長賞（以下「入賞作品」という。）を各1点以内選定する。
- (2) 千葉市内で開催予定の「千葉県身体障害者福祉大会」において、入賞者を招待し表彰を行うことを予定している。
- (3) 各区分の最優秀賞作品については、県推薦作品として内閣府に推薦する。
- (4) 応募作品は、審査等の後、応募者に返却する。

9 入賞作品の使用について

- (1) 入賞作品は、千葉県が作成する障害福祉関係の冊子、ホームページ等に使用することを予定している。
- (2) 県最優秀賞の作品を県推薦作品として内閣府に推薦する。内閣府において全国審査を行い、各部門の最優秀賞、優秀賞及び佳作を選定する。最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣又は担当大臣から賞状及び表彰盾が、佳作受賞者に対しては内閣府政策統括官（共生・共助担当）から表彰盾が贈られる。
- (3) 入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、千葉県に帰属するものとする。なお、内閣府に推薦された作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、内閣府に帰属するものとする。

10 個人情報の取扱いについて

個人情報については、本事業に係る事務にのみ使用する。ただし、入賞者の氏名、所属先（学校名／学年、職業）は、千葉県が作成する障害福祉関係の冊子、ホームページ等に使用する際に公表する。

11 その他

その他、本募集要領に定めのない事項については、内閣府の「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」によるものとする。